

森林環境譲与税の用途について

森林環境税および森林環境譲与税

森林には、人々の暮らしに役立つ様々な役割があります。例えば木々は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防ぐとともに、酸素を作り出します。森の土は雨を染みこませて水を蓄え、洪水や土砂災害を防いでくれます。また森はたくさんの動物のすみかになり、生物多様性を維持してくれます。このような森林の有益な役割を「森林の公益的機能」と言います。

森林が公益的機能を発揮するには、その森が健全でなければなりません。ところが近年、木材価格の低下、所有者不明森林の増加、森林整備の担い手不足や高齢化といった状況から、森林所有者が適時に森林整備を行うことが困難となり、手入れがなされず、公益的機能が十分に発揮されない森林が増えています。

森林の公益的機能の恩恵は広く国民全体が受けることから、森林整備のための財源として、平成31年4月に森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税は都道府県・市町村に配分され、市町村においては「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

当市の方針

当市では、森林環境譲与税を受け入れるため、平成31年3月、桜井市森林環境整備促進基金条例を制定しました。今後はこの基金を財源とし、森林情報調査、荒廃森林の整備、木材利用の促進や普及啓発、森林整備を行う人材の育成などを行っていきます。

令和5年度の森林環境譲与税用途

事業名	事業内容	事業費（千円）
森林環境教育体験学習推進事業	市内各小学校が実施する、森林環境教育に関わる体験学習の支援を目的とし補助金を交付。	340
桜井市地域林政アドバイザー事業	森林経営管理法に基づく意向調査、境界調査及び施業計画の策定を桜井市森林組合に委託。	6,666
桜井市森林整備業務委託事業	施業が放置された森林について所有者と施業協定を締結し間伐を実施。	17,380
	合計	24,386